大阪府条例第十八号

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

　大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

（平成三十年大阪府条例第二号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| 目次第一章―第五章　（略）第六章　雑則（第五十六条）附則（基本方針）第三条　（略）２・３　（略）４　介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。５　介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。（従業者の配置の基準）第四条　（略）一―四　（略）五　栄養士又は管理栄養士　六―八　（略）２　（略）（構造設備の基準）第六条　（略）一　（略）二　（略）イ　当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と協議の上、第三十二条第一項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。ロ　第三十二条第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。ハ　（略）２・３　（略）（介護医療院サービスの方針）第十六条　（略）２―６　（略）７　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。８　（略）（施設サービス計画）第十七条　（略）２―５　（略）６　前項の会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。７―10　（略）第二十条　（略） | 目次第一章―第五章　（略）附則（基本方針）第三条　（略）２・３　（略）（従業者の配置の基準）第四条　（略）一―四　（略）五　栄養士　六―八　（略）２　（略）（構造設備の基準）第六条　（略）一　（略）二　（略）イ　当該介護医療院の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と協議の上、第三十二条に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。ロ　第三十二条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。ハ　（略）２・３　（略）（介護医療院サービスの方針）第十六条　（略）２―６　（略）７　（略）（施設サービス計画）第十七条　（略）２―５　（略）６―９　（略）第二十条　（略） |
| （栄養管理）第二十条の二　介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。（口衛生の管理）第二十条の三　介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。（計画担当介護支援専門員の業務）第二十八条　（略）　一―四　（略）五　第四十条第四項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置を記録すること。（運営規程）第二十九条　（略）一―六　（略）七　虐待の防止のための措置に関する事項八　（略）（勤務体制の確保等）第三十条　（略）２　（略）３　介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。４　介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（業務継続計画の策定等）第三十条の二　介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。２　介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。３　介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（非常災害対策）第三十二条　（略）２　介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう当該地域住民との連携に努めなければならない。（衛生管理等）第三十三条　（略）２　（略）一　（略）二　当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。三　（略）（掲示）第三十五条　（略）２　介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。（事故発生の防止及び発生時の対応）第四十条　（略）　一―三　（略）　四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。２　前項第二号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。３―５　（略）（虐待の防止）第四十条の二　介護医療院は、虐待の発生及びその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。一　当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。二　当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。三　当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。２　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。（記録等の整備）第四十二条　（略）２　（略）一―六　（略）七　第四十条第四項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録（ユニット型介護医療院の基本方針）第四十四条　（略）２　（略）３　ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。４　ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。（施設の基準）第四十五条　ユニット型介護医療院には、法第百十一条第一項に規定する療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる施設を設けなければならない。一―六　（略）２　（略）　（介護医療院サービスの方針）第四十八条　（略）２―８　（略）９　前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。10　（略）（運営規程）第五十二条　（略）一―七　（略）八　虐待の防止のための措置に関する事項九　（略）（勤務体制の確保等）第五十三条　（略）２・３　（略）４　ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。５　ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。（準用）第五十五条　第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条の三まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条の二及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十二条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と読み替えるものとする。第六章　雑則（電磁的記録等）第五十六条　介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項及び第十三条第一項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。２　介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。 | （計画担当介護支援専門員の業務）第二十八条　（略）　一―四　（略）五　第四十条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して行った処置を記録すること。（運営規程）第二十九条　（略）一―六　（略）七　（略）（勤務体制の確保等）第三十条　（略）２　（略）３　介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（非常災害対策）第三十二条　（略）（衛生管理等）第三十三条　（略）２　（略）一　（略）二　当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。三　（略）（掲示）第三十五条　（略）（事故発生の防止及び発生時の対応）第四十条　（略）一―三　（略）　２―４　（略）（記録等の整備）第四十二条　（略）２　（略）一―六　（略）七　第四十条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録（ユニット型介護医療院の基本方針）第四十四条　（略）２　（略）（施設の基準）第四十五条　ユニット型介護医療院には、法第百十一条第一項に規定する診察室、処置室及び機能訓練室のほか、規則で定めるところにより、次に掲げる施設を設けなければならない。一―六　（略）２　（略）　（介護医療院サービスの方針）第四十八条　（略）２―８　（略）９　（略）（運営規程）第五十二条　（略）一―七　（略）八　（略）（勤務体制の確保等）第五十三条　（略）２・３　（略）４　ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。（準用）第五十五条　第七条から第十三条まで、第十五条、第十七条から第二十条まで、第二十三条、第二十五条から第二十八条まで及び第三十二条から第四十二条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第七条第一項中「第二十九条に規定する運営規程」とあるのは「第五十一条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十七条第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第四十二条第二項第四号中「第十六条第五項」とあるのは「第四十八条第七項」と読み替えるものとする。 |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条令は令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の大阪府軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第三条第四項、第三十四条の二（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）及び附則第五条第四項、第二条の規定による改正後の大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第三条第四項及び第三十一条、第三条の規定による改正後の大阪府特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第三条第五項、第三十三条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条、第五十四条において準用する場合を含む。）及び第三十五条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新居宅サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第百十四条、第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条（新居宅サービス等基準条例第百八十二条において準用する場合を含む。）、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百十七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第三条第三項及び第五十六条の十の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第百二十五条、第百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第百六十一条において準用する場合を含む。）、第百六十六条の三、第百七十三条、第百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第百九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の大阪府指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第三条第四項、第四十二条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）及び第四十六条第三項、第七条の規定による改正後の大阪府介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第三条第四項、第四十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項、第八条の規定による改正後の大阪府指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第三条第四項、第三十八条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項並びに第九条の規定による改正後の大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第三条第四項、第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第八条（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第八条、新特別養護老人ホーム基準条例第八条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第三十六条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十一条（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第五十八条（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十八条、第八十八条、第九十七条、第百八条（第百十六条及び第百三十六条において準用する場合を含む。）、第百四十四条、第百六十五条（新居宅サービス等基準条例第百八十二条の三及び第百八十九条において準用する場合を含む。）、第百七十九条、第二百二条、第二百十四条、第二百三十三条、第二百四十六条及び第二百五十八条（新居宅サービス等基準条例第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条（新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第七十四条、第八十四条、第九十三条、第百二十二条、第百四十条（新介護予防サービス等基準条例第百六十六条の三及び第百七十三条において準用する場合を含む。）、第百五十八条、第百八十条、第百九十五条、第二百十四条、第二百三十三条及び第二百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条及び第五十三条、新介護老人保健施設基準条例第二十九条及び第五十二条、新介護療養型医療施設基準条例第二十七条及び第五十条並びに新介護医療院基準条例第二十九条及び第五十二条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第二十五条の二（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十四条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条の二（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第三十三条の二（新居宅サービス等基準条例第四十三条の三、第四十八条、第六十条、第六十四条、第八十条、第九十条、第九十九条、第百十四条、第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条（新居宅サービス等基準条例第百八十二条において準用する場合を含む。）、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条（新居宅サービス等基準条例第二百十七条において準用する場合を含む。）、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二の二（新介護予防サービス等基準条例第六十四条、第七十六条、第八十六条、第九十五条、第百二十五条、第百四十四条（新介護予防サービス等基準条例第百六十一条において準用する場合を含む。）、第百六十六条の三、第百七十三条、第百八十三条（新介護予防サービス等基準条例第百九十八条において準用する場合を含む。）、第二百十九条、第二百三十六条、第二百五十条、第二百五十五条及び第二百六十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第二十八条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第二十五条第三項（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）及び第四十二条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準条例第五十八条の二第三項（新居宅サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第百九条第三項（新居宅サービス等基準条例第百十六条、第百三十六条、第百四十七条、第百六十九条、第百八十二条の三、第百八十九条及び第二百五条において準用する場合を含む。）、第百八十条第四項、第二百十五条第四項及び第二百三十四条第四項（新居宅サービス等基準条例第二百四十九条において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等基準条例第五十六条の二第三項（新介護予防サービス等基準条例第六十四条において準用する場合を含む。）、第百二十二条の二第三項（新介護予防サービス等基準条例第百四十四条、第百六十六条の三、第百七十三条及び第百八十三条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第四項、第百九十六条第四項及び第二百十五条第四項（新介護予防サービス等基準条例第二百三十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十一条第三項及び第五十四条第四項、新介護老人保健施設基準条例第三十条第三項及び第五十三条第四項、新介護療養型医療施設基準条例第二十八条第三項及び第五十一条第四項並びに新介護医療院基準条例第三十条第三項及び第五十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

10　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第十九条の二（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十条の二（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口衛生の管理に係る経過措置）

11　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二条の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十条の三（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第十九条の三（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十条の三（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

12　施行日から起算して六月を経過する日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第三十四条第一項（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第三十条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十三条第一項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十二条第一項（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第四十条第一項（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第三十八条第一項（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第四十条第一項（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症等の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

13　施行日から令和六年三月三十一日までの間における新軽費老人ホーム基準条例第二十七条第二項第二号（新軽費老人ホーム基準条例第四十条及び附則第十二条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準条例第二十五条第二項第二号、新特別養護老人ホーム基準条例第二十八条第二項第二号（新特別養護老人ホーム基準条例第四十四条、第五十条及び第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十四条第二項第二号（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十六条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項第二号（新介護老人保健施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準条例第三十一条第二項第二号（新介護療養型医療施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第三十三条第二項第二号（新介護医療院基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。